

議案第 7 4 号

海老名市情報公開条例及び海老名市個人情報保護条例の一部改正について

海老名市情報公開条例及び海老名市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 7 年 1 2 月 3 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

改正後の行政不服審査法の規定により、現行の審査会制度を維持するための審理員による審理の適用を除外する規定の追加その他同法改正等に伴う所要の改正を行うため

海老名市情報公開条例及び海老名市個人情報保護条例の一部を改正する
条例

(海老名市情報公開条例の一部改正)

第1条 海老名市情報公開条例（平成14年条例第32号）の一部を次のように改正する。

	「第3章 不服申立て等（第17条～第24条）」	「第3章 審査請求
目次中	第4章 雑則（第25条～第32条）」	を 第4章 雑則（第
		第5章 罰則（第
		等（第17条～第24条）
		25条～第31条）
		に改める。
		32条）」

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求等

第17条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第18条の見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条第1項中「前条」を「第1項」に改め、同項第1号及び第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、海老名市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 公開決定等（公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。

以下この号及び第19条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開する場合。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項に読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第19条（見出しを含む。）中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第20条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第21条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第22条第3項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「諮問実施機関」を「審査会」に、「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項「不服申立人及び参加人は、諮問実施機関」を「審査請求人等は、審査会」に改め、「資料の閲覧」の次に「（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、「諮問実施機関」を「審査会」に改め、同項を同条第2項とし、同条第1項として次の1項を加える。

審査会は、第20条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

第22条第2項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定により閲覧をさせよう

とするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第24条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第31条の次に次の章名を付する。

第5章 罰則

第32条の見出しを削る。

(海老名市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 海老名市個人情報保護条例（平成17年条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て（第45条）」を「審査請求（第44条の2～第45条）」に改める。

第3章第4節の節名を次のように改める。

第4節 審査請求

第3章第4節中第45条の前に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第44条の2 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第45条の見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条第1項中「又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第3項中「決定」を「裁決」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「開示決定等」の次に「（審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改

め、同項第1号及び第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第49条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第50条及び第51条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第52条第3項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「意見書等」の次に「（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第49条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第52条第2項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定により閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第55条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の海老名市情報公開条例によってした処分、手続その他の行為であって、改正後の海老名市情報公開条例の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行前に改正前の海老名市個人情報保護条例によってした処分、手続その他の行為であって、改正後の海老名市個人情報保護条例の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。